

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録  
議事要旨

( 整理番号 0729 )

第5回 栃木地方最低賃金審議会

令和7年10月29日 公開

開催日時	令和7年10月29日(水)		13時30分～13時45分
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の改正決定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>只今から、令和7年度第5回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>公益代表委員の黒川委員、労働者代表委員の津村委員が欠席。</p> <p>委員15名中13名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込みがなかったことを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
藤井会長	それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。

	<p>本日の議事は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき、「公開」により行われます。</p> <p>先程の事務局報告のとおり、本日は傍聴者等がいらっしゃいませんが、議事録は「公開」となりますので、その点ご留意ください。</p> <p>それでは最初に、議題（1）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」ですが、本年度の栃木県特定最低賃金の改正審議については、8月 21 日に開催された第4回栃木地方最低賃金審議会において、栃木労働局長より塗料製造業など5つの産業にかかる最低賃金の改正決定について質問を受けました。</p> <p>その後、5つの産業にかかる最低賃金について、それぞれ専門部会を設置して調査審議を付託し、各専門部会において慎重に審議が行われ、その審議経過については、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第9条の規定に基づき、各専門部会の部会長から審議会会长に報告されております。</p> <p>つきましては、この専門部会報告について、事務局より一括して報告を行っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、事務局お願ひします。</p>
事務局	<p>それでは、本日お配りいたしました「令和7年度第5回栃木地方最低賃金審議会資料目録」と題した資料をお手元にご用意ください。</p> <p>各業種における専門部会報告書につきましては、塗料が5ページ、はん用は11ページ、電機17ページ、自動車23ページ、計量器29ページにそれぞれ編綴しております。</p> <p>各報告書とも、それぞれ公労使委員のお名前やその産業において適用する地域、適用する使用者、労働者、1時間当たりの賃金、最低賃金を割り出す際に算入しない手当、改正発効日、最後に審議経過が記載されておりますが、1時間当たりの賃金と改正発効日、審議経過の日にち以外は基本的な部分は例年同様で変更はありません。</p> <p>では、1ページの資料No.1をご覧ください。</p> <p>最下段の項目3に今年度の特定最低賃金の各専門部会の開催日や結審状況等をまとめたものが記載されております。</p> <p>ご覧のとおり、はん用は1回、その他の産業は例年同様2回に渡ってご審議いただき、すべての部会で「全会一致」により結審しております。</p> <p>なお、この一覧表あるいは各部会の報告書には、そこまで詳しくは記載しておりませんが、全5産業とも労使のイニシアティブの發揮により、公益見解を示すことなく労使双方が歩み寄った結果として全会一致が得られたという展開であったことも併せてご報告させていただきます。</p> <p>では、各産業の改正額がいくらとなったかは、資料を1枚捲っていただき3ページの資料No.2「栃木県の最低賃金の推移」をご覧ください。</p> <p>この表の一番右側が今年度の改正額となりますが、特賃について</p>

	<p>は、現時点では「答申があった」というだけでまだ正式決定ではありませんので、お取り扱いにはご注意ください。</p> <p>特貨の欄の一番上の塗料が 50 円引き上げの 1,159 円、はん用は今年の改正限度額、これは 7 月の改正申出の際に提出された労使協定の最低額になりますが 15 円引き上げの 1,070 円、電機は 49 円引き上げで 1,105 円、自動車は 50 円引き上げで 1,114 円、計量器は 48 円引き上げで 1,104 円という改正額になっております。</p> <p>なお、5 つの産業すべての専門部会において全会一致により結審となりましたので、それぞれの部会で最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用し、専門部会の決議をもって当審議会の決議として既に栃木労働局長に対して答申が行なわれておりますことを申し添えます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
藤井会長	只今の報告につきまして、御質問などございますか。
各代表委員	<p>一 質問等なし 一</p>
藤井会長	<p>特に御質問などがないようであれば、5 つの産業にかかる専門部会の報告について、了承されたものといたします。</p> <p>ここで、会長として一言申し上げたいことがございます。</p> <p>本日お集まりいただきました本審委員の皆様の中にも特貨専門部会の委員を務めてくださった方がおられます。兼務された委員の皆様には、まずは、お忙しい中でのご審議にお礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>今年の審議におきましても、昨年同様、全産業とも全会一致での結審であったとの報告がございました。</p> <p>昨年は全産業とも公益見解を示し、これに労使が「やむなく合意」しての全会一致でした。今年は全産業において、公益見解を示すことなく労使の歩みにより全会一致に至っており、まさしく労使がイニシアティブを最大限発揮した結果となりました。そういう点で、同じ「全産業全会一致」ですが、昨年と今年とではその意味合いは大きく異なり、まさしく特定最低賃金審議の本来あるべき姿だとも感じております。</p> <p>各産業とも、労使それぞれのお立場からすると 100% 納得できる改正額ではなかったかもしれません。それでも両者が「イニシアティブの発揮」を改めて強く意識し、最大限の歩み寄りをもって全会一致による結審という結果を導いていただきました。労使の各委員の皆様のご苦労に対して、本審会長として改めて心より敬意を表します。</p> <p>また、この場にはいらっしゃらない特貨委員の皆様方にも、各委員あるいは各推薦団体を通じ、この意お伝えいただければと思います。</p> <p>以上でございます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで栃木労働局長より御挨拶があります。</p> <p>川口局長、よろしくお願ひいたします。</p>

局長	<p>最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、本日もお忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>また、日頃より労働行政の推進に御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>既にいただいております各産業の特定最低賃金の改正額答申につきましては、異議申出期間中の産業もあることから、まだ正式決定までには至りませんが、いずれにせよ、ご審議いただいたすべての産業の専門部会において全会一致が得られ、本日、このことを本審委員の皆様にご報告できましたことを大変嬉しく思っております。</p> <p>先ほど藤井会長より、今年の特定最低賃金専門部会における労使のイニシアティブの最大限の発揮を讃えるお言葉がございましたが、労使の最大限の歩み寄りはもちろんのこと、そこに至るまで、公益委員の皆様も労使の主張を真摯に傾聴しつつ、粘り強く進行していただいた結果であるということも重々承知しているところです。</p> <p>栃木県の地域別最低賃金が5年連続で過去最高を更新し、大幅引上げの流れは今後もしばらくは続くであろうことが予想され、一方、今年の栃木県の特定最低賃金は、設定されている6産業のうち塗料を除く5産業において地域別最低賃金を下回ってしまう等、地賃・特賃に限らず最低賃金改正審議が難しさを増していく状況の中、こうして公労使の各委員がしっかりと向き合い、そして前向きに審議を進めてくださるこの栃木地方最低賃金審議会及び各専門部会の存在は、栃木県の最低賃金改正を諮問し、また、その改正額を正式決定する私にとって、とても心強いものであり、委員の皆様には心より感謝申し上げる次第です。</p> <p>委員の皆様には、大変御苦労をおかけして申し訳ありませんが、引き続きの御協力をお願いし、私からの挨拶といたします。ありがとうございました。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、議題（2）の「その他」ですが、委員の皆様、何かござりますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
藤井会長	<p>特にないようであれば、事務局より、今後の手続きや審議日程等について説明してください。</p>
事務局	<p>9月26日から10月23日にかけ、5つの産業の専門部会において、それぞれ全会一致をもって結審いただきましたので、先ほど報告させていただきましたとおり、結審当日のうちに本審会長名により労働局長あて答申がなされております。</p> <p>事務局では、答申をいただきました直後に答申要旨を公示し、その翌</p>

	<p>日から起算して 15 日を経過する日までの間、異議申出を受け付けているところです。</p> <p>この受付期間中に異議申出があった産業の特定最低賃金につきましては、既に皆様に通知済みですが 11 月 14 日（金）午前 10 時からの第 6 回栃木地方最低賃金審議会におきまして、異議申出に対する諮詢を行ったうえで本審におけるご審議をお願いし、その答申を踏まえて、栃木労働局長において決定いたします。</p> <p>また、期日までに異議申出が無かった産業の特定最低賃金については、先の答申内容を踏まえて、栃木労働局長において決定いたします。</p> <p>なお、10 月 7 日に答申をいただきました「はん用」、10 月 8 日に答申いただきました「計量器」につきましては、既に異議申出期間が終了しており、異議申出はございませんでした。</p> <p>10 月 20 日答申の「自動車」、10 月 22 日答申の電機、10 月 23 日答申の「塗料」につきましては、現在もまだ「異議申し出期間中」であり、「自動車」は 11 月 4 日、「電機」は 11 月 6 日、「塗料」は 11 月 7 日がそれぞれの異議申出期限となります。</p> <p>なお、これら「異議申出期間中」の 3 つの産業につきましても、現時点におきましては、異議申出やそれに関する問い合わせ等もない状況ではありますが、最終的に異議申出が無かった場合には、11 月 14 日（金）の第 6 回栃木地方最低賃金審議会は、「中止」とさせていただきます。</p> <p>いずれにいたしましても、中止か否かは、11 月 7 日（金）午後 5 時をもって塗料の異議申し出期間が満了となり、それをもって最終確定となりますので、確定次第、メール等にて中止あるいは予定通り開催のご連絡をさせていただきます。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
藤井会長	<p>只今の事務局から説明のありましたとおり、第 6 回審議会を 11 月 14 日（金）午前 10 時から、場所はこの 5 階大会議室において開催を予定していますが、5 産業すべてにおいて異議の申出がなかった場合には、開催は中止となります。</p> <p>なお、中止の場合は、事務局より速やかに各委員にその旨の連絡を、また、各委員の皆様も、必要に応じて事務局への確認をよろしくお願ひします。</p> <p>その他、委員の皆様から何かございますか。</p>
各代表委員	<p>一 意見、質問等なし 一</p>
藤井会長	<p>特に御意見・御質問等がないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定により議事録を作成・公開いたしますので、その議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>

	労側は鈴木でお願ひします。
	使側は鈴木でお願ひします。
藤井会長	<p>それでは、労働者代表の鈴木委員と使用者代表の鈴木委員にそれぞれお願ひいたします。</p> <p>では、これをもちまして、第5回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>皆様お疲れさまでした。</p> <p>ありがとうございました。</p>